

＜青森みちのく＞電子交付サービス利用規定

2025年1月1日現在

1. ＜青森みちのく＞電子交付サービス

- (1) ＜青森みちのく＞電子交付サービス利用規定
「＜青森みちのく＞電子交付サービス利用規定」（以下「本規定」といいます。）は、「＜青森みちのく＞電子交付サービス」（以下「本サービス」といいます。）に係わる利用規定を定めます。
- (2) 本サービスの内容
 - ① 紙媒体の帳票（当座勘定照合票、E B振込明細表等）を電子化し、パーソナルコンピュータ等の端末機（以下「PC」といいます。）からインターネットを介して帳票を閲覧するサービスです。
 - ② 閲覧した帳票はPDFファイルまたはCSVファイルとして保存できます。
 - ③ 本サービスの内容は、本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）に事前に通知することなく変更される場合があります。
- (3) 利用者
 - ① 利用者は、当行本支店と当座預金または総合振込・給与振込サービス等（以下「主たるサービス」といいます。）のご契約があり、本規定を承認された方とします。
 - ② 主たるサービスの利用申込をもって本サービスの利用をお申込されたものとします。
 - ③ 利用者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。
- (4) 利用方法
 - ① 利用者は、自らが占有し管理するPCにより、インターネットを介して本サービスを利用します。
 - ② 本サービスに利用するPCの機種およびブラウザ等のソフトウェアは当行所定のものに限ります。
 - ③ PCは利用者の責任において利用者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し、維持、管理、運用するものとします。
 - ④ 利用者が初回ログインを行うことによって本サービスの利用が開始されるものとします。
 - ⑤ 本サービスの利用手数料は無料とします。
- (5) 利用日、利用時間
本サービスの利用日、利用時間は、当行所定の利用日、利用時間とします。
ただし、当行は利用者に事前に通知することなく、これを変更できるものとし、当行ホームページ上に変更内容を掲載します。
また、当行の責めによらない回線工事、障害等が発生した場合は、利用中であっても、利用者に予告なく利用を一時停止または中止する場合があります。

2. 本人確認

- (1) パスワード等の登録
利用者は、当行が利用者の届出住所あてに「電子交付仮パスワード通知書」により通知した本人確認のための「電子交付契約番号」、「ユーザID」、「仮パスワード」を、本サービスの利用開始時にPCから登録することとします。
なお、利用者は本サービスの利用開始後において、「パスワード」をPCから随時変更することができます。
- (2) 本人確認方法
本サービスを利用する場合、利用者は、「電子交付契約番号」、「ユーザID」、「パスワード」（以下「パスワード等」といいます。）を当行所定の方法によりPCから当行に送信することとします。当行が送信されたパスワード等と当行に事前に登録されたパスワード等との一致を確認することをもって本人確認を行います。
- (3) 「パスワード」の事故、安全性の確保
 - ① 「パスワード」を失念したり、他人に知られたような場合は速やかに主たるサービスの取引店（以下「取引店」といいます。）へ届け出てください。この届け出前に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。
 - ② 安全性を高めるため、利用者ご本人で「パスワード」を定期的に変更してください。
- (4) パスワード等の管理
パスワード等の管理は、利用者ご本人の責任において厳重に管理してください。なお、当行職員がこれらの内容を利用者にお尋ねすることはありません。
- (5) サービスの取扱中止
利用者が当行所定の回数を超えて、連続して間違ったパスワード等を入力した場合は、安全のため当行は本サービスの取扱いを中止する場合があります。

3. 帳票媒体の変更

インターネット接続環境が整備されていない等の理由で紙帳票の交付を希望する場合は、当行所定の書面により取引店へ届け出てください。

4. 関係規定の準用

本規定に定めのない事項については、主たるサービスの利用規定を適用します。

5. 免責

- (1) PC・通信機器・通信回線等の障害
次の各号の事由により本サービスの利用不能等があっても、これによって利用者が生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。
 - ① 利用者のPCが故障したとき、利用者がPCを誤操作したとき。

- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、P C、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
 - ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき理由があったとき。
 - ④ 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
- (2) パスワード等の不正使用による損害
本サービス利用の際、送信されたパスワード等と当行があらかじめ届出を受けたパスワード等との一致を確認して取扱ったうへは、パスワード等の不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために利用者が生じた損害について当行は賠償責任を負いません。
- 6. 機密保持**
利用者および当行は、本サービスに関して事務処理上知り得た相手方の情報等について第三者に漏洩しないものとします。
- 7. 損害負担**
利用者および当行は、本サービスに関しそれぞれの責に帰すべき事由により生じた損害を負担します。ただし、いずれの責によるか明らかでない時は、両者協議のうえこれを定めるものとします。
- 8. 海外からの利用**
利用者は、本サービスを海外から利用する場合は、当該外国の法律、制度、または通信事情につき事前に確認するものとします。外国の法律、制度または通信事情等により利用者が本サービスを利用したことまたは利用することができなかったことに伴い損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。
- 9. サービスの停止・廃止**
当行は、相当な期間の事前の告知をもって本サービスを停止、または廃止することができます。この場合、利用者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当行に対してその賠償請求は行わないものとします。
- 10. 権利の譲渡、質入れ禁止**
利用者は本サービスの利用契約に関するいっさいの権利を第三者に譲渡し、または質入れすることはありません。
- 11. 利用規定の変更**
当行が必要と判断した場合には、本規定の内容を変更できるものとします。
- (1) 利用規定の変更
本規定を変更する場合は、当行のホームページに「変更する旨」と「変更後の本規定全文」を掲載します。
なお、書面による「変更後の本規定全文」が必要な場合には当行の本支店に請求してください。
- (2) 変更の承認
本規定変更後に利用者が新たに本サービスを利用したときは、「変更後の本規定」を承認したものとみなします。
- 12. 有効期間**
本サービスの提供期間は主たるサービスの解約後当行所定の期間までとします。
ただし、紙帳票へ変更した場合は、変更後当行所定の期間までとします。
- 13. 合意管轄裁判所**
本サービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合は、当行の本支店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

以 上